

入札公告  
次のとおり一般競争入札に付す。  
令和4年2月21日

契約担当者 兵庫県公立大学法人  
理事長 五百旗頭 真

## 1 調達内容

- (1) 業務名  
兵庫県立大学姫路工学キャンパス警備業務
- (2) 業務内容  
姫路工学キャンパス警備業務一式（別紙「仕様書」参照）
- (3) 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 履行場所  
姫路市書写 2167 兵庫県立大学姫路工学キャンパス
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに県又は兵庫県公立大学法人（以下「本法人」という。）の物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 県又は本法人の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 申込書の提出期限日及び当該委託の入札の日において、県又は本法人の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内において、過去2年間に建物施設の警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号に規定する警備業務（機械警備業務は除く。）に限る。）を12箇月以上継続して履行した実績を有すること。
- (6) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）第2条第1号に規定する暴力団、同上第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒671-2280 姫路市書写 2167  
兵庫県立大学姫路工学キャンパス経営部 総務課（担当）道田  
電話（079）266-1661 FAX（079）266-8868
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和4年2月21日（月）から令和4年3月3日（木）までの各日午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに各日正午から午後1時までを除く）
- (3) 入札、開札の日時及び場所  
令和4年3月23日（水）午後1時30分 兵庫県立大学姫路工学キャンパス A棟4F大会議室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札、開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、令和4年3月22日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年3月22日（火）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約を締結しようとするときは、契約金額（落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に理事長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所及び日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、入札説明書に示す保険期間とすること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

① 初度の入札に参加して有効な入札をした者

② 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法等

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、兵庫県公立大学法人会計規程（平成25年法人規程第52号）第47条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

# 入札説明書

兵庫県立大学姫路工学キャンパス警備業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名  
兵庫県立大学姫路工学キャンパス警備業務
- (2) 業務内容  
姫路工学キャンパス警備業務一式（別紙「仕様書」参照）
- (3) 履行期間  
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (4) 履行場所  
姫路市書写 2167 兵庫県立大学姫路工学キャンパス
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに県又は兵庫県公立大学法人（以下「本法人」という。）の物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 県又は本法人の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 申込書の提出期限日及び当該委託の入札の日において、県又は本法人の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内において、過去2年間に建物施設の警備業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項第1号に規定する警備業務（機械警備業務は除く。）に限る。）を12箇月以上継続して履行した実績を有すること。
- (6) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35条）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 入札参加の申込み

- (1) 申込場所  
〒671-2280 姫路市書写 2167  
兵庫県立大学姫路工学キャンパス経営部 総務課（担当）道田  
電話（079）266-1661 FAX（079）266-8868  
※申込書、入札説明書等は本法人のホームページからダウンロードできます。  
<http://www.eng.u-hyogo.ac.jp/outline/nyuusatsu/index.html>
- (2) 申込期間  
令和4年2月21日（月）から令和4年3月3日（木）までの各日午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに各日正午から午後1時までを除く）

(3) 申込書類

ア 申込書を作成のうえ、上記(1)の申込場所に直接持参すること。

イ 前記2(1)の事実を確認するため、県又は本法人が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

ウ 前記2(5)の事実を確認するため、該当する警備業務契約書の写しを申込書に添付すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 申込者の本件入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和4年3月10日(木)までに、申込者に文書(一般入札参加資格確認通知書)で通知する。

については、入札参加資格審査結果通知用封筒(定型長3封筒に通知先の住所を記載し、84円分の切手を貼付したもの)を申込書に添えて提出すること。

ウ 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面(様式は任意)を持参し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

(ア) 提出期間

令和4年3月11日(金)から令和4年3月15日(火)までの各日午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日及び各日正午から午後1時までを除く)

(イ) 提出場所

上記(1)に同じ。

(ウ) 回答

説明を求めた者に対し、令和4年3月18日(金)までに書面により回答する。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差替え又は再提出は認めない。

4 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札、開札の日時、場所

(1) 日時 令和4年3月23日(水) 午後1時30分

(2) 場所 兵庫県立大学 姫路工学キャンパス A棟4F 大会議室

6 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「業務名」、「初度入札」・「再度入札(2回目)」・「入札辞退書」(当初又は途中で辞退する場合)の区別を記入し、令和4年3月22日(火)午後5時までに前記3(1)の場所に必着のこと。

7 入札書の作成方法

(1) 入札書は、日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表記すること。

(2) 入札書は、所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 業務名は、前記1(1)に示した業務名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は県又は本法人に届出のものとする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。

オ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

- (4) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。
- (5) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

## 8 仕様書等に関する質問

入札説明書、仕様書等交付書類に関して疑問がある場合は、次により質問書（様式任意）を提出すること。

- (1) 提出期間 令和4年2月21日(月)から令和4年3月4日(金)までの各日午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日並びに各日正午から午後1時までを除く）
- (2) 提出場所 前記3(1)
- (3) 回答 令和4年3月11日(金)までに入札者に通知する。

## 9 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年3月22日(火)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。なお、上記金額を満たす入札保証金又は入札保証保険証書の提出がないときは、当該入札は無効となるので注意すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和4年3月22日(火)以前の任意の日を開始日とし、令和4年3月29日(火)以降の任意の日を終了日とすること。

### (2) 契約保証金

契約を締結しようとするときは、契約金額（落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に理事長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

## 10 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

### 11 無効とする入札

- (1) 前記2に示した入札参加資格がない者の入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

### 12 落札者の決定方法

- (1) 入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、兵庫県公立大学法人会計規程（平成25年法人規程第52号）第47条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としないことがある。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。  
なお、郵送等により入札書を提出した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

(4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

### 1.3 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送等すること。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、令和4年3月22日（火）以前の任意の日を開始日とし、令和4年3月29日（火）以降の任意の日を終了日とすること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- (7) 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - イ 初度の入札において、上記(1)から(9)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反し無効となったもの以外の者

### 1.4 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

### 1.5 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、各自その1通を保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が県又は本法人の入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

### 1.6 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

### 1.7 その他の注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、本法人の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 契約を締結する者は、暴力団もしくは暴力団員の統制下にある者等の統制下でない者であること及び最低賃金額以上の賃金支払いをはじめ労働関係法令を遵守し、業務に関わる労働者の適正な労働条件を確保することについて、誓約書を提出すること。

# 兵庫県立大学姫路工学キャンパス警備業務仕様書

## 1 警備対象物件

名称 兵庫県立大学姫路工学キャンパス  
所在地 姫路市書写2167番地

## 2 警備目的

兵庫県立大学姫路工学キャンパスにおいて、キャンパス敷地内の安全管理業務を主業務とし、大学施設に発生する火災、盗難、不正・不良行為等の予防、防止、牽制並びに早期発見処置を行い、人命の安全と財産を保護するとともに、大学事務の円滑なる運営に寄与することを目的とする。

## 3 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

## 4 警備実施要領

(1) 警備方法 常駐警備（施設警備） 防災センサー等の操作

### (2) 警備時間

- ① 夜間 17時00分 ～ 翌日9時00分（16時間）  
（土曜、日曜、国民の祝日に関する法律による休日（以下、「祝日」）  
及び年末年始休業日6日間（以下、「年末年始休業日」）を含む）
- ② 休日（昼間） 9時00分 ～ 17時00分（8時間）  
（土曜、日曜、祝日及び年末年始休業日）

### (3) 配置人員

- ① 夜間 常時3名  
② 休日（昼間） 常時2名

(4) 服装・装具 制服・制帽とし、警戒棒、警笛等警備に必要と認めるものを装具する。

## 5 警備主要業務

警備業務の遂行に当たっては、警備時間内における警備に関する一切の権限を有していることを自覚し、大学の諸規定を遵守のうえ行うものとする。

### (1) 防災監視等のオペレーション業務

- ① 毎日の警備上の変化の常時把握に加え、必要に応じた効果的な警備  
② 異常事項発生時は、現場確認の上、遅滞のない関係機関への通報  
③ 防災センサーの適切な操作  
④ 各種防災監視盤及びセキュリティシステム監視装置の管理コントロール及び各種異常発生時は、現場確認の上、緊急対処オペレーションの実施  
⑤ 地震・火災その他のトラブル発生時の緊急対処オペレーションの実施  
⑥ インターホンの受付管理及び電話取り次ぎ  
⑦ 正門の自動ゲートのコイン管理及びトラブル発生時の対応（東・南駐車場ゲートのトラブル対応含む。）  
⑧ エレベーター誤作動時の対応（保守業者への連絡等）  
⑨ 鍵の管理

### (2) 出入管理（受付）業務

- ① キャンパス内への入退者の的確な対応（案内等）  
② 大学教職員、大学施設使用者（学会、国家試験会場など届け出のあった者）等に対する鍵の受け渡し及び施設用具の貸出・受領  
③ クラブ活動届け出の受理

- ④ 残留届けの受理
- ⑤ 正門の自動ゲートのコインの貸与
- ⑥ 電話の取り次ぎ及び連絡事項の伝達
- ⑦ 郵便物、宅配便の受領
- ⑧ 見学者、工事関係者、清掃業者、物品納入業者等の来学者に対する所定の入場手続き（鍵の受け渡し、勤務時間外登校者名簿及び外来者名簿の記入、腕章の貸出等）
- ⑨ 拾得物の受付と保管
- ⑩ 不審者等の発見、侵入阻止並びに牽制
- ⑪ その他緊急時に大学教職員が必要と認める要請事項への対応

### (3) 巡回業務

- ① 巡回時間は概ね次の通りとする。巡回経路及び点検箇所は別に定める。

(ア) 夜間	1 回目	20時00分	～	21時00分
	2 回目	23時00分	～	0時00分
	3 回目	1時00分	～	2時00分
	4 回目	3時00分	～	4時00分
	5 回目	5時00分	～	6時00分
	駐車巡回	6時30分	～	7時30分
(イ) 休日	1 回目	10時00分	～	11時00分
	駐車巡回	13時00分	～	14時00分
	2 回目	15時00分	～	16時00分

- ② 火災、盗難の予防、防止その他事故の兆候の発見と措置
- ③ 不正、不良行為の予防、防止
- ④ 大学の定める諸規定違反に対する取締り
- ⑤ 残留届けの確認及び無届け使用の取締り
- ⑥ 消火器、消火栓等諸設備の外観点検
- ⑦ 避難経路、階段上等の障害となる物品の排除のための処置
- ⑧ 火気使用者に対する取り扱い上の注意及び指導
- ⑨ 火災発見時における通報及び現場保存
- ⑩ 不審者等の潜伏可能箇所の点検
- ⑪ 建物及び付帯施設の破損箇所発見時の第1次処置、関係部署への報告並びに危険と認められた場合の通報処置
- ⑫ 大雨や設備的要因等による浸水や漏水等事故発見時の通報、応急処置
- ⑬ 隣接地帯により波及する恐れのある事故の発見と処置
- ⑭ 不審者等の早期発見と処置
- ⑮ 指定門扉及び各所窓等の施錠、解錠及び点検
- ⑯ 廊下・階段等共有スペースの照明の状況に応じた点消灯、ガスヒーター・エアコン等冷暖房設備の状況に応じた稼働の入切
- ⑰ ガス等火気使用場所の安全確認と処置
- ⑱ たばこの吸い殻の未処理及び灰皿等の火気の安全確認
- ⑲ 危険、禁止行為の発見と阻止
- ⑳ 駐車場の秩序の維持、キャンパス内及び周辺の不審車両の発見処置  
※上記①中の「駐車巡回」に加え、全ての巡回時にも駐車場を含めた周辺確認を行う。

### (4) 緊急対策業務

火災その他非常事態が発生した場合は、関係各所に通報、連絡するとともに適切な措置を正確迅速に講ずる。

- ① 現場における消火活動、負傷者の救護、その他必要な第1次処置
- ② 人命尊重を優先し、適切な避難誘導、その他必要な措置
- ③ 火災盗難等併発災害の防止
- ④ 風水害、その他事前に予知しうる事態については、大学と協議のうえでの対処



(5) 開放、閉鎖等業務

① 門等の開閉

東部グラウンド	開門	6時30分	閉門	21時00分
東駐車場ゲート	開門	7時00分	閉門	23時00分
東通用門	開門	7時00分	閉門	23時00分
西門チェーンゲート	開門	7時00分	閉門	23時00分
南駐車場ゲート	大学の指示する日、時間に開門、閉門を行う			

② 所定時間に指定された入口、ドア等の施錠及び解錠

(6) 学内秩序維持業務

① 酩酊者、迷子等保護を要する者の一時取り扱い

② けんか、嫌がらせ行為、放歌、高吟等著しく学内の平穏を害する行為の取締り

6 緊急連絡

緊急時に際しては、直ちに関係各所並びに大学指定の緊急連絡先に連絡すること。

7 警備日誌等

(1) 緊急の連絡を必要とする事案、事故については、その都度連絡をとり、詳細は保安日誌に記載のうえ、勤務終了時に大学担当者に提出すること。

(2) 勤務終了時に必要な事項は連絡簿に記載し、昼勤務の者に引き継ぐこと。

8 警備員の資格等

監視盤等の操作に知識のある者を配置すること。

9 その他

(1) 警備開始に際し、事前に1ヶ月間の配置警備員の年齢等略歴を大学に報告すること。また、配備警備員に変更等が生じた場合は、すみやかに大学に報告すること。

(2) 警備室として提供する部屋の固定電話及び業務用携帯電話（1台）は大学の負担により設置するが、必要最低限の業務にのみ使用すること。

(3) 飲酒等警備員としてふさわしくない行為は厳に慎むこと。

(4) その他大学が必要と認める指示事項に従うこと。

警備員の点検箇所

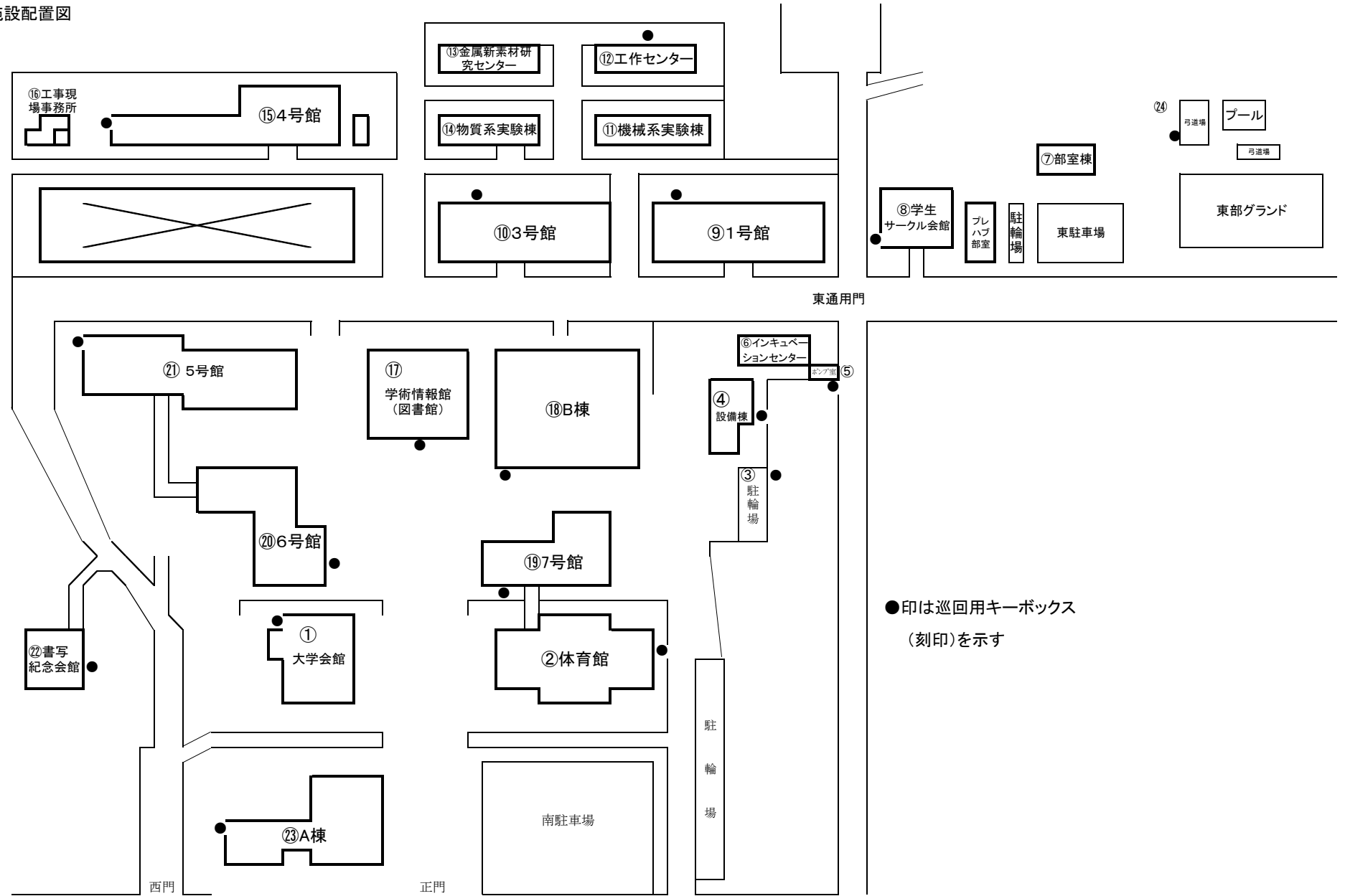
No.	施設名	点検及び刻印箇所
①	大学会館	1・2 F 入口及び非常口施錠確認、刻印
②	体育館	玄関及びアリーナ・多目的室・トレーニング室・更衣室の施錠確認、刻印
④⑤	設備棟、ポンプ室	建物周辺確認、刻印
⑥	インキュベーションセンター	建物周辺確認
⑦	部室棟	1・2 F 及び建物周辺確認
⑧	学生サークル会館	建物周辺確認、刻印
⑨	1号館	1～4 F 入口及び非常口施錠確認、2～4 F 会議室・講義室戸締、エアコン・ガスヒーター、消灯確認、施錠確認、刻印
⑩	3号館	1～4 F 入口及び非常口施錠確認、2～4 F 会議室・講義室戸締、エアコン・ガスヒーター、消灯確認、施錠確認、刻印
⑪	機械系実験棟	建物周辺確認
⑫	工作センター	戸締確認、刻印
⑬	金属新素材研究センター	建物周辺確認
⑭	物質系実験棟	建物周辺確認
⑮	4号館	1～4 F 入口及び非常口施錠確認、1～4 F 会議室・講義室戸締、エアコン・ガスヒーター、消灯確認、施錠確認、刻印
⑯	工事現場事務所	建物周辺確認
⑰	学術情報館（図書館）	1・2 F 玄関及び非常口施錠確認、消灯確認、刻印
⑱	B棟	1～6 F 入口及び非常口施錠確認、2 F 会議室・3 F 大学院演習室・講義室戸締、エアコン・ガスヒーター、消灯確認、施錠確認、刻印
⑲	7号館	1・2 F 入口及び非常口施錠確認、1・2 F 会議室・講義室戸締、エアコン・ガスヒーター、消灯確認、施錠確認、刻印
⑳	6号館	1～5 F 入口及び非常口施錠確認、2 F 会議室・講義室戸締、エアコン・ガスヒーター、消灯確認、施錠確認、刻印
㉑	5号館	1～4 F 入口及び非常口施錠確認、1・2 F 会議室・講義室戸締、エアコン・ガスヒーター、消灯確認、施錠確認、刻印
㉒	書写記念会館	1・2 F 入口及び非常口施錠確認、刻印
㉓	A棟	1～4 F 入口及び非常口施錠確認、事務室・会議室・講義室戸締、エアコン、消灯確認、施錠確認、刻印
③	駐車場、駐輪場	安全確認、刻印（刻印は、施設配置図の③の駐輪場のみ）
⑳	東部グラウンド、弓道場	安全確認、刻印

（注1）巡回時に在留者がいる場合は、使用後の戸締、エアコン・ガスヒーター、消灯等を指示すること。

（注2）巡回時に南駐車場、東駐車場、駐輪場も点検を行うこと。

兵庫県立大学姫路工学キャンパス施設配置図及び巡回経路

1 施設配置図



2 巡回経路

上記、①から⑳までの順に巡回。巡回時間は仕様書のとおり。㉑は夜間2回目(23:00~0:00)と開門時(6:30頃)のみ巡回。